

< 契約書面の記載更新に関するお知らせ >

ACN は 2016 年 8 月の日本におけるビジネス開始以来、Welcome Kit に同封の上お送りさせていただいた契約書面は、2018 年 8 月に若干の修正を加えることとなりましたが、このたび、再度、契約書面に記載の事項に若干の修正を加えることとなりました（発効日：2019 年 3 月 1 日（予定））。

契約書面の今回の更新内容のうち、重要性の高いものは以下のとおりです。

発効日以降は、原則として 2019 年 3 月時点の情報及び条件が記載された契約書面（「新契約書面」といいます）が適用されることとなりますが、発効日後も、ACN 商品の販売終了前に ACN 商品を購入した方に対しては、更新前の契約書面に記載の ACN 商品に関する条件が引き続き適用されます。発効日以降、新契約書面を改めてお送りさせていただきます。

何卒ご了承くださいませようお願いいたします。ご質問等は、IBO サポートまでお願いいたします。

TEL：03-4578-7988 月～金 10 時～18 時（土日、祝祭日、年末年始除く）

Email: IBOsupport@acnjapan.co.jp

更新箇所	更新内容
ACN 商品の販売終了について (契約書面全体)	ACN 商品（ライフ・サービスキット及びベネヴィータ製品を含む）の販売の終了に伴い、ACN 商品に関する記載が削除されました。コミッション算定の基準とされていたビジネス・ボリューム（BV）に関する記載も削除されました。オートシップ・プログラムも廃止されましたのでオートシップ・プログラムに関する記載も削除されました（注：2019 年 2 月 5 日以前にオートシップ・プログラムにお申込みいただき、かつ中止又は停止されていないお客様に対しては、ベネヴィータ製品の在庫がある限りベネヴィータ製品を発送させていただくとともに代金をお支払いいただきます。このようにして発送されたベネヴィータ製品の売上は報酬の算定において考慮されます。最後の在庫の発送時点をお知らせするための連絡をいたします。）。
ACN ビジネスセンターの閉鎖について (契約書面 5 頁及び契約書面 6 頁)	以前は、東京都港区浜松町 1-10-17 TOYO BUILDING（1 階）に所在する ACN ビジネスセンターにおいて IBO 申請書兼契約書の提出をし、又は ACN 商品の注文及び受取りが可能である旨の記載がありましたが、ACN ビジネスセンターの閉鎖に伴いこれらの記載は削除されています。
SBM プランの提供開始について (契約書面 24 頁及び「SBM プランのお知らせ」)	新たに SBM プランの提供が開始されます。SBM プランは SBM を通じて提供されます。
倫理綱領 (契約書面 8 頁以下)	「反社会性欠格事由」の項目が設けられるとともに、ACN 製品に関する記載が削除されました。 ◆反社会性欠格事由（要旨） IBO 自らまたはその配偶者が、反社会的勢力に該当する場合等の一定の場合には、当該 IBO は欠格します。
クーリングオフについて (契約書面 10 頁)	以前は、商品の購入がある場合には契約書面の受領日と商品の受け取りが最初に行われた日のどちらか遅い日がクーリングオフ期間の起算日とされていましたが、上述のとおり ACN 商品の販売が終了することに伴い、契約書面の受領日のみが起算日となります。
ACN ジャパン コンベンション・プラン (契約書面 16 頁以下)	各所に大幅な修正及び追記がなされています。更新後のコンベンション・プランの内容は、 https://faq.acnjapan.online/ の資料をご確認ください。
一般取引条件書 (契約書面 11 頁以下)	一般取引条件書に新たに下記の条項が追加されるとともに、ACN 商品の販売終了に伴い各所に大幅な修正がなされています。更新後の一般取引条件書の内容は、 https://www.acnjapan.co.jp/ の資料をご確認ください。 <新たに追加された条項> 第 4 条 資格 第 4 条 1 項 IBO 登録要件 (i) 自らの年齢が満 20 歳以上であること (ii) 自らが日本国民又は日本で就労可能な居住者であること (iii) 自らが文部科学省の認定校に在籍する学生又は公務員でないこと (iv) 自らが「反社会性失格事由」（上記「倫理綱領」参照）に該当しないこと (v) 自らが成年被後見人、被保佐人又は被補助人でないこと (vi) 自らが連鎖販売取引を理解しており、これに従事する能力を有すること
方針・手続書 (契約書面 25 頁以下)	ACN 商品の販売が終了し、また ACN ビジネスセンターが閉鎖されたことに伴い、ACN 商品及び ACN ビジネスセンターに関する記載が削除されています。その他の主要な修正として、下記のとおり修正がなされました。更新後の方針・手続書の内容は、 https://www.acnjapan.co.jp/ の資料をご確認ください。 <「IV.1 販売手法」の記載更新> 「IV.1 販売手法」の記載の一部を ACN マーケティング・広告規則に統合したことに伴い、記載の一部を削除・変更しておりますが、適用される販売手法のルール自体には大きな変更はありません。 <「IV.3 IBO による ACN 商品のカスタマーへの直接販売」及び「第 V 条 ACN 商品の購入及び返品」の各条項全体を削除> これらの条項は ACN 商品の販売（IBO による再販売を含む）に関するものでしたので、ACN 商品の販売終了に伴い削除しております。なお、これらの条項の削除に伴い以降の条文番号を繰り上げております。

<p>ACN ジャパンマーケティング・広告規則 (契約書面に同梱)</p>	<p>ACN 商品の販売が終了したことに伴い、ACN 商品に関する記載が削除されております。その他の主要な修正として、下記のとおり修正がなされました。更新後の ACN ジャパンマーケティング・広告規則の内容は、https://www.acnjapan.co.jp/ の資料をご確認ください。</p> <p><プロモーションに関するルールの追加> 第 3 条に下記のルールが追加されました。</p> <p>IBO は、ACN サービスや ACN オポチュニティのプロモーションをする際には、ACN が提供する各種の資料に従って正確な情報を提供しなければなりません。下記の場合を除き、プロモーションやサービスの説明においては、ACN が IBO に提供する説明資料等以外は用いてなりません。他社サービスとの比較資料 (ACN が IBO に提供するものを除きます。) も用いてはなりません。ソーシャルメディア (SNS) 等での投稿においても ACN が提供する資料等以外のコンテンツの投稿は許されません。</p> <p>< SNS の利用に関するルールの追加> 第 4 条に下記のルールが追加されました。</p> <p>e. SNS 利用上の注意</p> <p>方針・手続書、このマーケティング・広告規則及び適用法令・規則を遵守している場合を除き、SNS などによる勧誘や広告、宣伝は禁止です。誰でも閲覧可能な ACN サービス又は ACN ビジネスに関する投稿は許されません。SNS 上の知人 (例えば、友達やフォロワー) のみが閲覧可能なようにプライバシー設定をした上での投稿は許されます。SNS 内において IBO のみで構成するグループを編成すること並びに当該グループ内において協議し又は意見及び情報を交換することは許されます。SNS のダイレクトコミュニケーション機能 (Facebook の Messenger などがこれにあたります。) を用いた個人間の直接的な連絡は許されますが、IBO が SNS 上でダイレクトコミュニケーションをする相手は SNS 上の知人又は紹介された者であることが必要です。</p> <p>SNS を利用して ACN サービス及び / 又は ACN オポチュニティのプロモーションを行う場合、IBO は自分自身の名前を使用し、かつ ACN の IBO であることを明らかにしなければなりません。他の者を ACN オポチュニティ又は ACN サービスに勧誘しようとする IBO は、その目的が、ACN オポチュニティへの参加又は ACN サービスの申込みを勧誘することであることを明確に示さなければならず、かつ ACN オポチュニティ又は ACN サービスについて十分に説明しなければなりません。</p> <p>IBO は以下のことをしてはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ACN の同意なく SNS 上で ACN のロゴを使用すること ● ACN の商標、商品名、ACN サービスの名称及びその他これと類似の名称を SNS 上のプロフィール、アカウト、ドメイン名又はページタイトルに使用すること (SNS を利用して ACN サービス又は ACN オポチュニティのプロモーションを行う場合、IBO は自らの法律上の氏名又は商号を使用しなければなりません。) ● IBO の職種又は勤務先として「ACN Japan」又は「ACN」と表記すること (表記したい場合、IBO は職種又は勤務先として「IBO」又は「ACN IBO」と表記しなければなりません。) ● 勧誘又は勧誘につながる言動を不特定多数の者が閲覧できる場で行うこと ● 当該イベントの参加者を ACN オポチュニティに勧誘する目的で、ACN とは関係を有しないかのように思われるパーティー又はその他のイベントを宣伝し、注目を集めること ● SNS 上の知人のみが当該勧誘及び投稿の閲覧ができるようにプライバシー設定を変更することなく、SNS を利用して ACN オポチュニティの勧誘若しくは ACN サービスのプロモーションを行うこと又は SNS に ACN サービスに関する情報を投稿すること ● ACN 又は ACN の承認を受けた者が作成し提供した宣伝資料以外のものを使用して ACN オポチュニティの宣伝又は ACN サービスのプロモーションをすること <p>以下は不特定多数の者が閲覧できる設定で IBO が投稿してはならない情報の例です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ACN コンペンセーション・プランに関連する情報及び画像 ● スポンサー活動に関連する情報、画像及び文書 ● ACN での活動を通して得たと想像させる収益又はその他の報酬等 (それらによって向上したライフスタイルを含みます。) に関連する情報及び画像 ● 集会又はイベントに関連する情報及び画像 ● ACN サービスに関連する情報及び画像 ● ACN オポチュニティの勧誘及び ACN サービスのプロモーションを目的とするその他の情報 <p>また、各 SNS サービスプロバイダーはその利用規約において連鎖販売取引に関する投稿についてのルールを定めていますので、これらのルールも遵守しなければなりません。</p> <p><第 5 項「電子メール」に関するルールの変更></p> <p>従前は、IBO が ACN サービスをプロモーションするメールを送信する場合は、当該メールに受信者が以後のメール送信を停止することができる旨を記載することが条件でしたが、新しいルールでは、事前に受信者から承諾を受けた場合を除き、ACN サービスをプロモーションするメールの送信が禁止されることとなりました (いわゆるオプトイン形式の採用)。</p>
<p>プライバシーポリシー (契約書面 44 頁以下)</p>	<p>ACN 商品の販売が終了したことに伴い、ACN 商品に関する記載が削除されております。更新後のプライバシーポリシーの内容は、https://www.acnjapan.co.jp/ の資料をご確認ください。</p>